

申請等に対する処分一覧表

(令和4年(2022年)11月30日作成)

[所管：福祉部長寿安心課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	介護保険法	27	要介護認定	A	A
2	介護保険法	32	要支援認定	A	A
3	介護保険法	36	住所移転後の要介護認定及び要支援認定	A	A
4	老人福祉法	10-4-2	老人日常用具生活用具の給付事業 給付決定	B	A
5	老人福祉法	10-4-2	老人日常用具生活用具の給付事業 給付決定	B	A
6	老人福祉法	10-4-2	老人日常用具生活用具の給付事業 給付決定	B	A
7	成年後見制度の利用の促進に関する法律	11-8	助成の決定	A	A
8	介護保険法	59-1-1	登録の決定	A	A
9	介護保険法	128	社会福祉法人が実施する介護老人福祉施・居宅介護サービス利用者に対する軽減事業 軽減の決定	A	A
10	介護保険法	115-45	シルバーハウジング生活援助員派遣事業 費用負担額の決定	A	A
11	介護保険法	115-45	豊中市家族介護慰労金支給事業実 支給決定	A	A
12	介護保険法	115-45	豊中市紙おむつ給付事業 給付の決定	A	A
13	介護保険法	115-45	豊中市徘徊高齢者位置情報提供システム事業 利用の決定	A	A
14	介護保険法	115-45	豊中市在宅給食サービス事業 利用決定	A	A
15	介護保険法	115-45	豊中市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業 利用の決定	A	A

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		要介護認定
根拠法令及び条項		介護保険法第 27 条
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課介護認定係
審 査 基 準	関 係 条 項	介護保険法第 19 条・第 28 条・第 29 条・第 30 条
	基 準	<p><認定調査の実施></p> <p>市町村は、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査する。</p> <p>この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他市町村に囑託することができる。</p> <p>…（第 27 条第 2 項）</p> <p><主治医の意見の聴取></p> <p>市町村は、当該申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上的の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求める。</p> <p>ただし、当該被保険者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該被保険者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる。</p> <p>…（第 27 条第 3 項）</p> <p><審査及び判定></p> <p>● 市町村は、第 2 項の調査の結果、第 3 項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生労働省令で定める事項を認定審査会に通知し、第 1 項の申請に係る被保険者について、次に掲げる被保険者の区分に応じ、各々に定める事項に関し審査及び判定を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第一号被保険者…要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分 2. 第二号被保険者…要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。 <p>…（第 27 条第 4 項）</p> <p>● 認定審査会は、第 4 項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知する。</p>

		<p>この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について市町村に意見を述べることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項 2. 同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は第48条第1項に規定する指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項 … (第27条第5項) <p>● 認定審査会は、第5項前段の審査及び判定をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る被保険者、その家族、第3項の主治の医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 … (第27条第6項)</p> <p><認定結果の通知></p> <p>● 市町村は、第5項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知する。</p> <p>この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 該当する要介護状態区分 2. 第5項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見 … (第27条第7項) <p>● 市町村は、第5項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第1項の申請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付する。 … (第27条第9項)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年(1997年)12月17日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 30 日
	内 訳	<p>経 由 機 関 1 日 (豊中市介護認定審査会)</p> <p>処 分 機 関 2 9 日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	要支援認定
根拠法令及び条項	介護保険法第 32 条
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係
審 査 基 準	<p>関係条項 介護保険法第 19 条・第 27 条・第 33 条・第 33 条の 2・第 33 条の 3</p> <p><認定調査の実施> 市町村は、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査する。 この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他市町村に囑託することができる。 … (第 32 条第 2 項・第 27 条第 2 項)</p> <p><主治医の意見の聴取> 市町村は、当該申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求める。 ただし、当該被保険者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該被保険者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる。 … (第 32 条第 2 項・第 27 条第 3 項)</p> <p><審査及び判定> ● 市町村は第 27 条第 2 項の調査の結果、第 27 条第 3 項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生労働省令で定める事項を認定審査会に通知し、第 32 条第 1 項の申請に係る被保険者について、次に掲げる被保険者の区分に応じ、各々に定める事項に関し審査及び判定を求める。 1. 第一号被保険者…要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態区分 2. 第二号被保険者…要支援状態に該当すること、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。 … (第 32 条第 3 項)</p> <p>● 認定審査会は、第 32 条第 3 項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知する。</p>

		<p>この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について市町村に意見を述べることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該被保険者の要支援状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養及び家事にかかる援助に関する事項 2. 同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項 … (第32条第4項) <p>● 認定審査会は、第4項前段の審査及び判定をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る被保険者、その家族、第3項の主治の医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 … (第32条第5項・第27条第6項)</p> <p><認定結果の通知></p> <p>● 市町村は、第4項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援認定をしたときは、その結果を当該要支援認定に係る被保険者に通知する。</p> <p>この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 該当する要支援状態区分 2. 第4項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見 … (第32条第6項) <p>● 市町村は、第4項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第1項の申請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付する。 … (第32条第8項)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年(1997年)12月17日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 30 日
	内 訳	<p>経 由 機 関 1 日 (豊中市介護認定審査会)</p> <p>処 分 機 関 2 9 日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		住所移転後の要介護認定及び要支援認定
根拠法令及び条項		介護保険法第 36 条
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課介護認定係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町村の行う介護保険の被保険者となった場合、その資格を取得した日から 14 日以内に、住所移転前の市町村から交付された当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定を行う。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 9 年(1997 年) 12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 即日 (閉庁日は除く)
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 即日 (長寿安心課)
	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		老人日常生活用具の給付事業 給付決定
根拠法令及び条項		老人福祉法 10-4-2
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心係
審 査 基 準	関係条項	老人日常生活用具の給付に係る費用の負担に関する条例第 5 条
	基 準	<p>[給付種目及び対象者]</p> <p>老人日常生活用具の種目及び給付の対象者は市規則で定める</p> <p style="text-align: right;">・・・同条例第 2 条</p> <p>*市規則とは・・・市規則第 2 条 及び同規則別表第 1 を示す。</p> <p>●電磁調理器</p> <p>おおむね 65 歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの老人等</p> <p>●火災警報器 ・ 自動消火器</p> <p>おおむね 65 歳以上の低所得者のねたきり老人、ひとり暮らし老人等</p> <p>※ただし、給付対象者は、市長がその必要性を検討した上、決定する。・・・市規則第 2 条</p> <p>[給付決定]</p> <p>老人日常生活用具の給付の申請及び決定の手続きは、市規則で定める。</p> <p style="text-align: right;">・・・同条例第 5 条</p> <p>*市規則とは・・・市規則第 3 条・4 条 及び同規則別表 2 を示す。</p> <p>●老人日常生活用具の給付を申し込む者は、老人日常生活用具給付申込書を市長に提出する。</p> <p>●市長は申込書に基づき市規則別表第 2 に掲げる階層区分の認定を行い、給付に要する費用の一部について負担すべき額を決定する。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定(平成 26 年 10 月 1 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 日
	内 訳	<p style="text-align: center;">経 由 機 関 日 ()</p> <p style="text-align: center;">処 分 機 関 10 日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定 (平成 26 年 10 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		老人日常生活用具の給付事業 費用負担額の決定
根拠法令及び条項		老人福祉法 10-4-2
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心係
審 査 基 準	関係条項	老人日常生活用具の給付に係る費用負担に関する条例第3条
	基準	<p>【費用の負担】</p> <p>自己負担額は、別表の左欄に掲げる世帯階層区分に応じ、同表の右欄に定める額の範囲内で市規則に定める額とする。</p> <p style="text-align: right;">・・・同条例第3条第3項</p> <p>*市規則とは・・・市規則第4条及び同規則別表第2を示す。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成12年(2000年)4月1日設定(平成26年10月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10日
	内 訳	<p style="text-align: center;">経 由 機 関 日 ()</p> <p style="text-align: center;">処 分 機 関 10日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成12年(2000年)4月1日設定 (平成26年10月1日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		老人日常生活用具の給付事業 自己負担額の特例決定
根拠法令及び条項		老人福祉法 10-4-2
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心係
審 査 基 準	関係条項	老人日常生活用具の給付に係る費用の負担に関する条例第4条
	基 準	<p>災害その他特別の事情により、同条例第3条第3項に定める額により難いと認めるときは、自己負担額について、同項に定める額の範囲内において、別の定めをすることができる。・・・同条例第4条</p> <p>別の定めとは・・・ 市規則第6条第1項第1号から第4号をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡したとき 2. 失業又は廃業等により生活が困難になったとき 3. 災害により資産に損害を受け、生活が困難になったとき 4. 前3号に掲げるもののほか、<u>特別の事情があるとき</u> <p>*特別の事情とは・・・ ケースなし。必要に応じて内規化の必要がある。 別の定めによる場合の自己負担額については、その都度市長が定める。 ・・・市規則第6条第1項 適用を受けようとする者は、負担金特例申込書を市長に提出しなければならない。 ・・・市規則第6条第2項</p>
	参考事項	
設定等年月日		平成12年(2000年)4月1日設定(平成26年10月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10日
	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 10日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成12年(2000年)4月1日設定 (平成26年10月1日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		助成の決定
根拠法令及び条項		成年後見制度の利用の促進に関する法律 第 11 条第 8 号
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課地域支援係
審 査 基 準	関係条項	豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱第 2 条・第 4 条・第 6 条・第 7 条
		〔助成対象〕 同要綱第 2 条 家庭裁判所により弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士、精神保健福祉士その他親族以外の専門職が後見人等に選任された者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生活保護受給者 (2) 次の要件のすべてを満たす者で、後見人等の報酬に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者 (ア) 対象者及び対象者と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること。 (イ) 対象者の預貯金が 500,000 円未満であって、かつ、対象者が居住する家屋およびその土地その他日常に必要な資産以外に処分すべき資産がないこと。 〔申込受付期間および助成対象期間〕 ……同要綱第 4 条 〔助成決定〕 ……同要綱第 6 条・第 7 条 市長は、同要綱第 2 条に規定する対象者又は当該対象者の後見人等（保佐人及び補助人にあつては代理権を付与されている者に限る。）より豊中市成年後見人等報酬助成申込書の提出があつたときは、速やかにその可否を決定する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年(2008 年)4 月 1 日設定 (令和 3 年 4 月 9 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 15 日
	内 訳	経 由 機 関 日 () 処 分 機 関 15 日 (長寿安心課)
	設定等年月日	平成 20 年(2008 年)4 月 1 日設定 (令和 3 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		登録の決定
根拠法令及び条項		介護保険法 第 59 条第 1 項第 1 号
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課地域支援係
審 査 基 準	関 係 条 項	豊中市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱第 2 条第 2 項
		<p>・基準該当介護予防支援を行う地域包括支援センターの設置者（法第 115 条の 46 第 3 項の規定による届出を豊中市長以外の市町村長に行っている者に限る。）は、基準該当介護予防支援登録申出書（添付書類を含む。）を、豊中市長に提出すること。</p> <p>・市長は、申出を受け、適当と認めたときは、登録を行うものとする。</p> <p>・登録の効力は、届出に係る市町村長による法第 115 条の 22 第 1 項の指定が効力を有する期間に限る。</p> <p>*登録基準を満たしているか申請内容の確認をする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 3 日
	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 3 日 (長寿安心課)</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 年(年) 月 日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		社会福祉法人が実施する介護老人福祉施設・居宅介護サービス利用者に対する軽減事業 軽減の決定
根拠法令及び条項		介護保険法 128 条
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心係
審 査 基 準	関係条項	社会福祉法人が実施する介護老人福祉施設・居宅介護サービス利用者に対する軽減事業実施要綱第5条第1項
		<p>[対象] …要綱第2条</p> <p>豊中市が行う介護保険の要介護認定者等であって、次の項目いずれかに該当する者。(ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)第50条及び第60条に定める居宅介護サービス費等の額の特例の適用を受けている者は除く。)</p> <p>市民税非課税世帯に属する対象サービス利用者で、次の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ・ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ・ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産を所有していないこと。 ・ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ・ 介護保険料を滞納していないこと。
		<p><対象サービス></p> <p>介護老人福祉施設、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</p> <p>通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護</p>
	参考事	<p>第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る)</p> <p>第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る)</p>
	設定等年月日	平成12年(2000年)4月1日設定 (令和2年10月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10日
	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 10日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成12年(2000年)4月1日設定 (令和2年10月1日変更)
備 考		

<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p>	<p>基 準</p>	<p>[軽減の決定] …要綱第5条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、申込書を受理したときは、申込者が同要綱第2条各号に掲げる軽減対象者に該当するか否かを審査し、軽減の可否を決定する。 <p>[申込み] …要綱第4条 第1項、第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽減を受けようとする者は、「豊中市社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申込書」に必要な事項を記載し、前年分市民税非課税証明（1月初日から7月末日までの間は前々年分市民税非課税証明）その他市長が必要と認める書類を添えて申し込むこと。 ◎その他市長が必要と認める書類とは・・・収入等申告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者は、原則としてサービス利用者又はその世帯員とする。

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業 費用負担額の決定	
根拠法令及び条項		介護保険法第 115 条の 45	
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心係	
審 査 基 準	関係条項	豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱第 7 条第 2 項	
		[費用負担の決定] 市長は、同要綱第 7 条第 1 項、別表の費用負担基準に基づき費用決定する。 (備考)	
			市基準額 1 か月当たり 円
	A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円
	B	生計中心者の前年所得税年額 非課税世帯	0 円
	C	生計中心者の前年所得税年額 9, 600 円以下の世帯	0 円
	D	生計中心者の前年所得税年額 9, 601 円以上 32, 400 円以下の世帯	0 円
	E	生計中心者の前年所得税年額 32, 401 円以上 42, 000 円以下の世帯	950 円
	F1	生計中心者の前年所得税年額 42, 001 円以上 80, 000 円以下の世帯	1, 200 円
	F2	生計中心者の前年所得税年額 80, 001 円以上 140, 000 円以下の世帯	2, 400 円
F3	生計中心者の前年所得税年額 140, 001 円以上 200, 000 円以下の世帯	3, 600 円	
F4	生計中心者の前年所得税年額 200, 001 円以上世帯	4, 900 円	

		<p>1 1月初日から6月末日までにシルバーハウジング生活援助員の派遣を受ける場合、この費用負担基準表に「前年度所得税年額」とあるのを「前々年度所得税年額」とする。</p> <p>2 日割りする場合、100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。</p> <p>・ただし、入居者から豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業費用負担変更申込書の提出があり、次の各項目のいずれかに該当し、市長が適当と認めるときは、同条の規定による費用負担は行わない。</p> <p>(1) 入居者が重大な疾病に罹患したとき。</p> <p>(2) 生計中心者が離職等により当該年度の収入が大きく減じたとき。</p> <p>(3) その他、<u>市長が特に必要と認めたとき。</u></p> <p>◎市長が特に必要と認めたときとは・・・災害等により資産に損害を受け、生活が困難になったときなど。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年(1997年)1月1日設定 (平成29年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 10日
	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 10日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成9年(1997年)1月1日設定 (平成29年4月1日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	豊中市家族介護慰労金支給事業 支給決定
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係
審 査 基 準	<p>関係条項 豊中市家族介護慰労金支給事業実施要綱第 7 条第 1 項</p> <p>[事業の要件] …要綱第 2 条 この要綱における「要介護者」とは次の項目のいずれにも該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 号又は第 2 号に規定する者のうち、豊中市において要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 と要介護認定され、1 年以上経過している者 (2) 平成 12 年 4 月 1 日以後、要介護認定の効力を生じた日から 1 年間（以下「対象期間」という。）法に規定する介護保険サービスを利用していない者 (3) 前 2 号の対象期間において通算して 7 日を超えて、短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護の利用、又は通算して 3 ヶ月を超えて医療機関に入院をしていない者 (4) 市内に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記載している者 (5) 市民税非課税世帯に属し、居宅で介護を受けている者 <p>[対象者] …要綱第 3 条 要介護者を居宅において対象期間、現に介護し、次の各号のいずれにも該当する家族（以下「家族介護者」という。）とする。ただし、家族介護者が複数ある場合は、主として要介護者を介護している介護者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記載している介護者 (2) 市民税非課税世帯に属し、居宅において介護している介護者 <p>[支給制限] …要綱第 4 条 家族介護者又は要介護者が次のいずれかに該当するときは、当該慰労金を支給しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要介護者又は家族介護者が介護保険料を滞納しているとき (2) 要介護者が法第 4 章第 6 節に規定する保険給付の制限を受けているとき

		<p>[支給決定] …要綱第7条第1項</p> <p>慰労金の支給を受けようとする家族介護者からの申込があったときは、<u>その内容を審査するとともに、必要な調査を実施</u>のうえ、支給の可否を決定する。</p> <p>◎内容の審査とは・・・[介護者名前・続柄・住所、要介護者名前・住所・生年月日・被保険者番号・対象期間・介護状態区分等]</p> <p>◎必要な調査とは・・・[介護状態区分、要介護認定の期間、サービス利用状況、入院履歴の状況、課税状況]</p> <p>[慰労金の申込]・・・要綱第6条第1項</p> <p>慰労金の支給を受けようとする家族介護者は、豊中市家族介護慰労金支給申込書に必要な事項を記載し、前年分市民税非課税証明書（1月初日から6月末日までの間は前々年分のもの）又はその他、<u>市長が必要と認める書類</u>を添えて市長に申し込む。</p> <p>◎ 市長が必要と求める書類とは・・・市民税非課税証明書に代わる非課税を証明できるもの。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年(2001年)4月1日設定（平成31年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 10日
	内 訳	<p>経 由 機 関 日（ ）</p> <p>処 分 機 関 10日（ 長寿安心課 ）</p>
	設定等年月日	平成13年(2001年)4月1日設定（平成31年4月1日変更）
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		豊中市紙おむつ給付事業 給付の決定
根拠法令及び条項		介護保険法第 115 条の 45
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心係
審 査 基 準	関係条項	豊中市紙おむつ給付事業実施要綱第 7 条第 1 項
	基 準	<p>[対象者] …要綱第 5 条 次の項目のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 要介護認定において、要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 と判定された者であって、市民税非課税世帯に属し、居宅で介護を受けている者及びその介護をする市民税非課税世帯の家族。(生活保護受給世帯等は除く) ただし、要介護 3 の場合は、新規申込時に「排尿・排便」において、「介助等」が必要な者に限る。</p> <p>(2) 前項の市民税非課税世帯とは、同一の住居に居住し生計を一にしている者すべてが市民税非課税である世帯とする。</p> <p>(3) 市内で、住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) に基づく住民基本台帳に記載している住所に居住している者。</p> <p>[給付の決定] …要綱第 7 条第 1 項 市長は、申込みを受けたときは、当該対象者の要介護度の状況及び本人の同意を基に、本人及び同居家族の課税・生活保護受給調査を行い給付の要否を決定する。</p> <p>[給付の申込み] …要綱第 6 条 この事業の給付を希望する対象者又はこの者の家族は、「豊中市紙おむつ給付事業申込書」に必要な事項を記載し、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申し込むものとする。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定 (令和 3 年 3 月 8 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 日
	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 10 日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定 (令和 3 年 3 月 8 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		豊中市徘徊高齢者位置情報提供システム事業 利用の決定
根拠法令及び条項		介護保険法第 115 条の 45
所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心係
審 査 基 準	関係条項	豊中市徘徊高齢者位置情報提供システム事業実施要綱第 7 条第 1 項
	基 準	<p>[対象者] …要綱第 5 条 市内に居住し、かつ住民基本台帳（昭和 42 年法律第 81 号）に記載されている者であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 同居している家族が介護している 65 歳以上の徘徊高齢者</p> <p>② <u>その他市長が必要と認める者</u> ◎その他市長が必要と認める者とは… ・独居で家族、親戚等が近隣から通い支援する 65 歳以上の徘徊高齢者</p> <p>[利用の決定] …要綱第 7 条第 1 項 ・市長は、申込みを受けたときは、すみやかに必要な調査等を行い、利用の可否を決定する。</p> <p>[利用の申込み] …要綱第 6 条 ・この事業を利用しようとする者又はその家族は、「豊中市徘徊高齢者家族支援サービス事業利用申込書」に利用する者の状況、その他必要事項を記載のうえ申し込むこと。 ◎その他必要事項とは…家族等介護者の連絡先等</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 13 年(2001 年)5 月 1 日設定 (令和 2 年 4 月 1 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 17 日
	内 訳	<p>経 由 機 関 10 日 (委託業者)</p> <p>処 分 機 関 7 日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成 13 年(2001 年)5 月 1 日設定 (令和 2 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	豊中市在宅給食サービス事業 利用決定	
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係	
審 査 基 準	関 係 条 項	豊中市在宅給食サービス事業実施要綱第 7 条
	基 準	<p>[利用対象者]・・・要綱第 5 条 市内に居住し、食事づくりが困難な在宅の高齢者で自立支援の観点から在宅給食サービスを利用することが適切であると認められる次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者。 (2) 65 歳以上の高齢者のみの世帯の構成員。 (3) その他市長が必要と認めた者。</p> <p>◎市長が必要と認めた者とは・・・高齢者と障害者の世帯。</p> <p>[利用決定]・・・要綱第 7 条 ・申込書の提出があったときは、申込者のアセスメント票等を審査のうえ、給食サービス利用の可否を決定する。</p> <p>[申込]・・・要綱第 6 条 ・給食サービスを受けようとする者は、豊中市在宅給食サービス事業利用申込書を提出すること。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 8 年(1996 年)4 月 1 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日最終変更)
	標準処理期間	総日数 10 日
標 準 処 理 期 間	内 訳	<p>経 由 機 関 日 ()</p> <p>処 分 機 関 10 日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成 8 年(1996 年)4 月 1 日設定 (平成 27 年 4 月 1 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	豊中市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業 利用の決定	
根拠法令及び条項	介護保険法第 115 条の 4 5	
所管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係	
審 査 基 準	関係条項	豊中市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業実施要綱第 7 条第 2 項
	基 準	<p>[利用の申請・決定]・・・要綱第 7 条第 2 項</p> <p>市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、サービス利用の可否を決定し、豊中市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業決定通知書または非該当決定通知書により、申請者又は利用者に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">・・・同要綱第 7 条第 2 項</p> <p>*利用対象者は・・・同要綱第 6 条</p> <p>65 歳以上の高齢者又は介護保険第 2 号被保険者で、本市に住所を有し、在宅で生活し徘徊行動のおそれがある認知症等の者で次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症の確定診断が出ている者 (2) 過去に徘徊したことがある者 (3) 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa 以上の者 (4) 今後、認知症の医療受診を検討している者などその他市長が必要と認める者
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 3 年(1991 年)10 月 1 日設定 (令和 2 年 6 月 1 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日
	内 訳	<p style="text-align: center;">経 由 機 関 20 日 (委託業者)</p> <p style="text-align: center;">処 分 機 関 10 日 (長寿安心課)</p>
	設定等年月日	平成 3 年(1991 年)10 月 1 日設定 (令和 2 年 6 月 1 日変更)
備 考		